

議 案 名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険税の税率、税額及び賦課限度額について変更したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の変更

令和 8 年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり賦課限度額を変更する。(第 2 条関係)

区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	650,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者支援金等分	240,000円	260,000円	20,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円
合計	1,060,000円	1,090,000円	30,000円

(2) 国民健康保険税の税率及び税額の変更

令和 8 年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり税率及び税額を変更する。(第 3 条及び第 5 条から第 9 条まで関係)

区分		現行	改正後	比較
医療給付費分	所得割率	7.20%	7.95%	0.75%
	均等割額	26,400円	38,280円	11,880円

後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.20%	2.60%	0.40%
	均等割額	9,900円	12,600円	2,700円
介護納付金分	所得割率	1.80%	2.28%	0.48%
	均等割額	12,000円	12,660円	660円
合計	所得割率	11.20%	12.83%	1.63%
	均等割額	48,300円	63,540円	15,240円

(3) 令和8年度以降の国民健康保険税について、(1)の表のとおり負担限度額を変更するとともに、減額する税額を変更する。

(第21条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日